



修繕・補修・
改修工事で
快適な住まいを。

おきぎん

マンション 共用部分 リフォームローン



— マンション管理組合の皆様 —
おきぎんが共用部分のリフォームをお手伝いします！

POINT.1

担保
不要

POINT.2

保証人
不要

POINT.3

最高3,000万円までご融資
修繕積立金の一定の範囲でのご返済となりますので安心！

ピープルズバンク

◎ 沖縄銀行

支店名： _____

電話番号： _____

担当者： _____



商品概要

平成23年9月1日現在

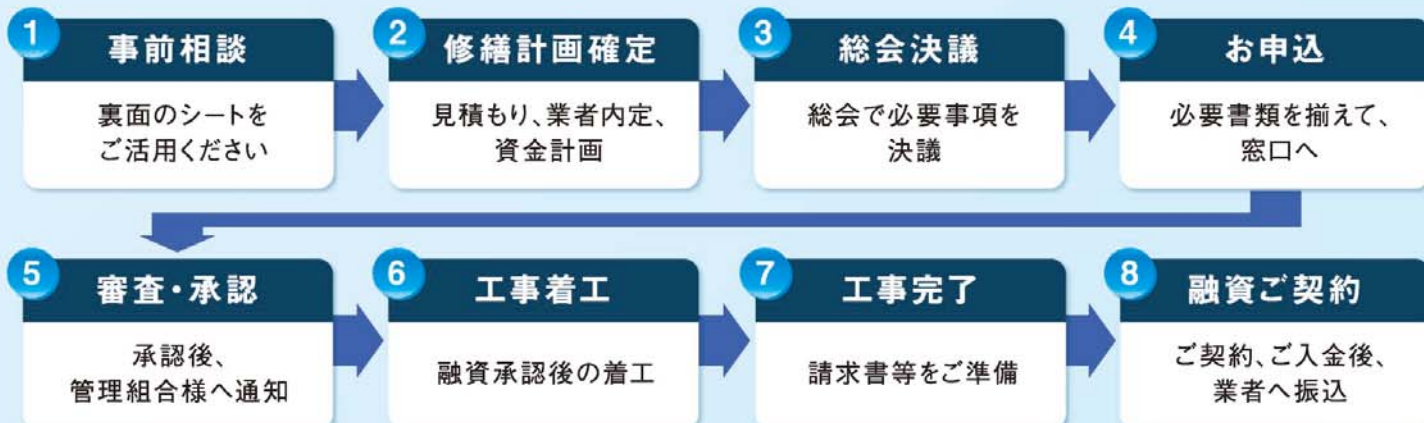
ご利用いただける方	<p>次の条件を満たす県内の「マンション管理組合」または「マンション管理組合法人」</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当行に管理費及び修繕積立金口座を指定していること(2) 修繕積立金が他の管理費等と分別管理されており、1年以上毎月定期的に積み立てられていること(3) 規約により次の項目が規定されていること<ol style="list-style-type: none">① 管理組合の運営に関する事項(多数決の原理、総会の運営、財産の管理など)② 理事長(代表者)及び役員の選出に関する事項など(「理事長」は「建物の区分所有等に関する法律」で定める「管理者」であること)(4) 借入に関する総会議決が適正になされ、その写し(決議録)が提出できること(5) 長期修繕計画が作成されていること(6) 管理組合の代表者が当該マンションに居住していること(7) 修繕積立金の滞納割合※が5%以内であること <p>※滞納割合=1年間の未収額/1年間の徴収予定額(直近1年間の収支決算書より)</p>
お使用みち	マンション共用部分の大規模修繕、補修・改修工事資金及び費用 ※着工済または完了済の工事は対象外となります
融資金額	100万円以上3,000万円以内(10万円単位) 但し、次のいずれか低い金額とします <ol style="list-style-type: none">(1) 総所要資金の80%以内(2) 100万円×戸数
融資期間	10年以内
融資利率	当行所定の変動金利(お近くの窓口までお問い合わせください) ※災害による補修、耐震工事、環境対策工事を行う場合、金利優遇もごさいます
返済方法	<ol style="list-style-type: none">(1) 元利均等毎月返済もしくは元金均等毎月返済(2) 毎月返済元利金の合計が修繕積立金の70%以内とします(3) 修繕積立金口座からの返済とします
担保	不要です
保証人	不要です
手数料	期日前に全部又は一部をご返済する場合、5,250円(税込み)を申し受けます
必要書類	<ol style="list-style-type: none">(1) 管理規約の写し(2) 予算及び収支決算書の写し(2期分) ※未収入金がある場合はその明細(3) 長期修繕計画の写し(4) 工事見積書、工事請負契約書の写し等、工事金額及び工事内容の確認書類(5) 検査確認を要する工事の場合、検査済証の写し(6) 総会議事録の写し(本件借入及び現在の理事長選出に関する事項の2種類)(7) 他に借入がある場合、残高証明書及び返済予定明細表(8) 印鑑証明書(「管理組合」の場合、理事長の印鑑証明書)(9) 登記事項証明書及び定款の写し(「管理組合法人」の場合のみ)



お借入までの流れ

※修繕等の計画の段階でご相談ください。

※工事着工後、工事完了後はご融資の対象外となります。



資金計画

必要資金		調達方法	
工事費用、設備費用等	万円	修繕積立金等充当	万円
災害補修、耐震化工事	万円	一時金徴収	万円
その他諸費用	万円	借入	万円
合計	万円	合計	万円

※詳細は窓口にてお問い合わせください。

お借入の条件 ※下線部分をご記入ください。

① 金額 万円

100万円以上3,000万円以内(10万円単位)

● 次のいずれか低い金額

◎ 必要資金の80%以内 (必要資金 万円×80% = 万円)

◎ 100万円×戸数 (100万円× 戸 = 万円)

② 期間 年

③ 1ヶ月あたりの修繕積立金 円×70% = 円※

※毎月ご返済の元利合計金額がこの範囲内となる必要があります

融資条件の詳細について枠内をご記入の上、窓口にてご相談ください。

※審査の結果、ご希望にそえない場合がございますので、予めご了承ください。

☑ 必要書類チェックシート

	書類名	事前相談時	お申込時	工事着工時	工事完了時	ご契約時
	チェックポイント					
1	管理規約の写し	☑	☑			
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理組合の「組合員」「業務」「役員」「総会」「理事会」「会計」に関する事項が定められている ■ 理事長は「建物の区分所有等に関する法律」で定める「管理者」であること ■ 管理費等で賄うべき経費に修繕積立金を充当する(できる)ことが規定されていない ※規定されている場合対象外となります 					
2	収支予算及び収支報告書(決算書類)の写し(2期分)	☑	☑			
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理費会計と修繕積立金会計が区分されている ■ 未収入金がある場合、その明細 ■ 修繕積立金の書類と、実際の預金残高が一致している 					
3	長期修繕計画の写し	☑	☑			
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部、内部、各種設備の補修等、合理的な計画となっている ■ 管理者等の専門家が関与した計画書である 					
4	既に他のお借入がある場合、その返済明細書と残高証明書	☑	☑			
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回のお借入と他のお借入の返済額等を合算し資金計画する 					
5	工事見積書写し等、工事に関する確認書類	☑	☑			
6	検査確認を要する工事の場合、検査済証の写し		☑			
7	今回の修繕工事、借入等の決議がなされた総会議事録の写し		☑			
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規約に基づき総会が成立している ■ 次のことが記載されている <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の概要と資金計画(自己資金等の確認) ○ 当行の支店名 ○ 融資条件(金額、期間、利率等) ※予定(審査により変更もある) ○ 修繕積立金を返済元利金に充当すること ○ 修繕積立金の変更がある場合はその旨と金額 					
8	理事長(代表者)選任に関する総会議事録の写し		☑			
9	定款の写し(法人の場合)		☑			
10	工事契約書の写し			☑		
11	工事代金請求書等の写し				☑	
12	法人または理事長の印鑑証明書、登記事項証明書(法人の場合)					☑
13	収入印紙、お届け印、通帳等、担当者よりご連絡いたします					☑

※事前相談時に書類を基にご相談させていただき、お申込時に必要書類をいただきます。

※上記の他、審査に必要な書類をお願いする場合がございます。